

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年3月23日〕
〔国家安全保障会議決定〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、政府一体となって別紙のとおり対応する。

水際対策強化に係る新たな措置

(検疫の強化)

米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請する。

本措置は、3月26日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上